

## 選択的夫婦別姓の導入を求める意見書

日本は、昭和60年（1985年）に個人の権利と平等を求める「女子差別撤廃条約」を批准した。女性の社会進出、少子高齢社会が進む中、男女差別、性別役割分業をなくす社会的要求は高まり続けている。

平成8年（1996年）には国の法制審議会から、選択的夫婦別姓の導入、婚外子差別の是正などを目的とする「民法の一部を改正する法律案要綱」が答申された。

以来20年、政府案としての民法改正案はいまだ提出されず、その間、女性の権利拡大について世界は大きく進展し、日本は取り残されたままである。

昨年、最高裁大法廷で、選択的夫婦別姓の導入についての判決が出された。そこでは「選択肢が設けられていないことの不合理を裁判の枠内で見出すことは困難」とし、「国民的議論」や「民主主義的なプロセス」により検討されるべきであると、立法府での議論を求めている。

本年2月には、第63会期の国連女子差別撤廃委員会が開かれた。女子差別撤廃条約を批准した国々で条約がどのように実行されているか審査し、勧告を行うこの委員会から、日本はこれまで「民法における差別的な規定」などあまたの勧告を受けている。今回の会議でも選択的夫婦別姓への取り組みの遅れを初め多くの指摘がなされ、3月7日に厳しい勧告が出された。

多様化する社会において適切な法的選択肢を用意することは国の責務である。

したがって、国においては、最高裁判決の意も酌み、選択的夫婦別姓導入を含む民法改正について、早急に取り組むを進めることを求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年3月28日

高 槻 市 議 会